

事 務 連 絡

令和 5 年 5 月 1 2 日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く
国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について

保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設、認定こども園（全類型。以下同じ。）、幼稚園及び特別支援学校幼稚部における虐待等への対応については、「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査について」（令和 4 年 12 月 27 日付け事務連絡）に基づき、保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設及び認定こども園（以下「保育所等」という。）における実態や、各自治体等（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国立大学法人をいう。以下同じ。）における不適切な保育への対応の実態を把握するための実態調査を実施したところです。

昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策については、「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和 5 年 5 月 12 日付けこ成保 44・5 文科初第 420 号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）によりお示ししました。

今般、当該対策のうち、「虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化」に関し、保育現場の負担軽減に資するよう、下記のとおり、運用上で見直しや工夫が考えられる事項について整理するとともに、日々の保育実践における保育士等の不安等にも寄り添えるような支援の取組を拡げていく観点から、巡回支援事業の更なる活用等に向けた留意点を整理しました。

つきましては、本事務連絡の内容を十分御了知の上、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所、地域型保育事業所及び認可外保育施設に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の幼稚園及び幼稚部を設置する特別支援学校

(以下「幼稚園等」という。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立幼稚園等に対して、附属幼稚園又は特別支援学校幼稚園部を置く国立大学法人担当課におかれてはその設置する幼稚園等に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管・所轄の認定こども園に対して、遺漏なく周知いただくようお願いします。

記

1. 保育士等の負担軽減に資する、運用上で見直しや工夫が考えられる事項について

保育士等の負担軽減に資する取組のうち、財政負担を伴わず、運用の見直しや工夫により比較的迅速に改善が考えられる事項としては、以下の内容等が考えられることから、園の運営や園に対する助言・指導にあたって参考にされたい。

①指導計画の作成

- 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、それらの解説においては、①年・数か月単位の期・月などの長期的な指導計画と、②それを基に更にこどもの生活に即した週・日等の短期的な指導計画の2種類の計画を作成するよう示しているところ。
- これらの指導計画について、例えば、長期的な指導計画については年単位と期単位等のものを、短期的な指導計画については月単位、週単位及び日単位等のものをすべて個別に作成しなければならないと解釈しているケースが見受けられるが、期間の範囲は例示であり、あくまで①長期と②短期の2種類の指導計画の作成を求めるものである。そのため、長期と短期の指導計画を作成するに当たっての期間の範囲については、各園の実情に応じ、こどもの実態等を踏まえて創意工夫を図りながら作成いただくものである旨留意いただきたい。
- また、各自治体等においても、保育所等への指導等を行うに際し、この点について留意いただきたい。

②園児の記録に関する書類等の見直し

- 保育現場においては、種類の異なる複数の資料に重複する内容が多く含まれている場合があることから、記載内容が重複している項目を洗い出し、可能なものは同一の様式とする等、各園の実情に応じた見直しを行っていただきたい。
なお、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、最低限記載することが望ましい項目を整理し、児童票等の参考様式を示しているので参考にされたい。
- また、記録の管理等の効率化にあたっては、ICT機器の活用も有効であるので、「保育所等におけるICT化推進等事業」の積極的な活用も検討されたい。

③働き方の見直し、業務内容の改善

- ゆとりある休憩の確保や休憩取得によるリフレッシュを図ることができるよう、保育を行う上で本当に必要な業務を精選し、会議を短時間で効果的なものとする工夫や業務の配分の「ムラ」の改善等、働き方の見直しに取り組んでいただきたい。
- 行事については、こどもの日常の生活に変化と潤いがもてるよう、日々の保育

の流れに配慮した上で、ねらいと内容を考えて実施することが重要である。恒常的に企画や準備のための残業や持ち帰り作業等が生じている場合等には、各園の実情やねらいに照らし、準備等の業務の改善に取り組んでいただきたい。

2. 保育所等における巡回支援事業の更なる活用について

- 「虐待等」を未然に防ぐためには、保育現場の日々の保育実践における不安等にも寄り添えるような支援の取組を拡げていくことも重要である。
- そのため、「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の活用により、より良い保育の認識を保育現場と確認・共有し、各園の保育の振り返りを支援する等、保育事業者に対する巡回支援による、組織的な保育士の不安感等の軽減に向けた体制づくり等に役立てることも可能であると考えられることから、積極的な活用を検討されたい。

なお、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）においては、保育士等の業務内容のタイムマネジメントや、業務の配分の偏り等の「ムラ」のリストアップといったアプローチの方法を例示しているので参考にされたい。

- なお、保育所等における日々の保育実践の改善を図るためには、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」により配置されている「幼児教育アドバイザー等」との積極的な連携を図ることも有効であることから、事業の実施にあたって留意されたい。

3. 保育内容の評価の活用について

- 日々の保育について、定期的に振り返りを行い、こどもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったのか等、保育士・保育教諭同士で率直に話すことができる場を設ける等により、全職員がこどもの人権・人格を尊重する保育を行うための意識を共有することも重要な取組である。
- こうしたことから、「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」を踏まえつつ、保育内容等に関する自己評価を行うことが重要である。その際、保育内容等の評価に当たっては、「保育士等の職員個人による自己評価」とそれを踏まえた「保育所が組織として実施する自己評価」が基本となる。
- また、これらの自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる観点から、第三者評価を活用することが重要である。より客観的な評価につながるものであり、第三者評価を受ける前の自己評価に職員一人一人が主体的に参画することで、職員の意識改革と協働性が高められることや、第三者評価結果を保護者へ報告することによって協働体制を構築すること等の意義が認められる。第三者評価、指導監査それぞれに新たな気付きがあり、現状や課題を把握する上で補い合っているといった指摘もなされている。
- 上記の取組を通じて、保育の質の向上に向けて、様々な立場の人が保育内容等やそれにつながる取組に関与・参画する機会を互いに関連付けながら展開し、保育所等における取組全体の充実を図っていくことが重要である。

4. 幼稚園等について

- 幼稚園等においても、上記の「1. 保育士等の負担軽減に資する、運用上で見直しや工夫が考えられる事項について」を参照のうえ、幼稚園教育要領等に基づく指

導計画の作成、園児の記録に関する書類等の見直し（※）、働き方の見直し及び業務内容の改善について留意いただきたい。

（※）幼稚園においては「幼稚園のＩＣＴ環境整備支援事業」の活用が可能。

- また、上記の「２．保育所等における巡回支援事業等の更なる活用について」を参照のうえ、組織的な幼稚園教諭等の不安感等の軽減に向けた体制づくり等に役立てることも可能であると考えられることから、「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」（幼児教育アドバイザー等）の積極的な活用を検討されたい。
- 日々の保育の振り返り等に当たっては、「幼稚園における学校評価ガイドライン（平成 23 年改訂）」を踏まえつつ、保育内容等に関する自己評価を行うことが必要である。また、学校運営の改善を図る観点から、学校関係者評価や第三者評価を活用することも重要である。

<参考資料>

- （参考１）「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和 3 年 3 月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763301.pdf>
- （参考２）「保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業」概要
- （参考３）「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」概要
- （参考４）「幼稚園のＩＣＴ環境整備支援事業」概要
- （参考５）「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」概要

（本件についての問合せ先）

○保育士、保育の質の向上に関すること

こども家庭庁成育局成育基盤企画課保育士対策係

電 話：03-6861-0058

○幼稚園に関すること

文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係

電 話：03-5253-4111（内線 3136）

○特別支援学校幼稚部に関すること

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係

電 話：03-5253-4111（内線 3716）

保育所等におけるICT化推進等事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和4年度第2次補正予算額 91億円

1. 施策の目的

○ 保育所等や認可外保育施設における業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する。また、病児保育事業及び一時預かり事業（以下「病児保育事業等」という。）を行う事業所における空き状況の確認や予約手続に係る手続等のICT化の推進を図るとともに、研修や保育士資格取得・登録に係る手続のオンライン化を推進することにより、利用者等の利便性の向上を図る。

2. 施策の内容

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登陸園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士資格の登録申請の届出等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。
- (6) 児童館において、入退館や子どもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

- (1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入 1施設当たり 1,000千円 翻訳機等の購入 1施設当たり 150千円
- (2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり 200千円
- (3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入 ①1自治体当たり 8,000千円 ②1施設当たり 1,000千円
- (4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり 4,000千円
- (5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額89,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定
- (6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円

＜見直し内容＞ 令和4年度予算執行調査の結果を踏まえ、①保育に関する計画・記録、②園児の登園・降園の管理、③保護者との連絡の3つの機能全てを一体的に備えたシステムの導入との現行の要件を見直す。詳細は次頁

【補助割合】

- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
- (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
- ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設（*）を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
- * (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
- (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2 (5) 国：1/2、都道府県：1/2 (6) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

＜拡充＞ 登園管理システムの普及促進のため、当該システム整備に係るものについて、令和5年度末までの限定的措置として、補助率の嵩上げ等を行う。

- 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4 から 国：3/5、市区町村：1/5、事業者：1/5に嵩上げ
- 地方自治体が運営する施設については、財政力指数に関わらず、全ての地方自治体（特別区を含む）が運営する施設を対象とし、国：3/5、自治体：2/5に嵩上げる。

○ 認可外保育施設は、1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合：70万円） 国：3/5、都道府県・市区町村：1/5、事業者：1/5

若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算額 457億円の内数 (453億円) ※0内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

○ 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士（勤務経験が5年以内の保育士）や保育所等に再就職して間もない保育士（再就職後5年以内の保育士）、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保を図る。

2. 施策の内容

【事業内容】

- ① 若手保育士への巡回支援
： 若手保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等に関する助言又は指導を行うため、保育所等に対する保育士支援アドバイザーによる巡回相談を実施
- ② 保育事業者への巡回支援
： 保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや保育の質の向上に関する助言又は指導を行うため、保育事業者やコンサルタントの配置による巡回相談を実施
- ③ 放課後児童クラブへの巡回支援
： 放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置による巡回支援を実施
- ④ 保育士の働き方改革への巡回支援
： 保育士の働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため、保育士働き方改革支援コンサルタントによる巡回相談を実施
- ⑤ 魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施
： 保育士の働き方の見直しや業務改善等に関して、保育所等の施設長や主任保育士、中堅の保育士などを対象とした働き方改革の啓発セミナーや実践例を用いた研修会等を開催
- ⑥ 保育実践発表コンペティターによる巡回支援
： 保育所の自己評価等の発表により保育の質の確保・向上を図り、働きがいが高められるよう、保育実践発表コンペティターによる巡回支援を実施
- ⑦ 地域保育ネットワークを含む協議会の開催
： 公開保育の実施や各施設の実践報告、実践を深めるための協議などを通じ、保育を多角的・多面的に捉え、継続的に保育について対話を重ねていくためのネットワーク会合を開催

⇒ 地域子育て支援や保護者支援など、保育所の地域支援力の向上のための園長経験者等による巡回支援や、関係機関及び専門家が地域子育て支援に係る情報共有や学び合いをするための協議会等の開催についても、事業対象として明示する。

※ ①若手保育士への巡回支援 ⑦地域保育ネットワークを含む協議会の開催

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助割合】国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

【補助基準額】①～④、⑥：1自治体当たり それぞれ4,064千円

⑤、⑦：1自治体当たり それぞれ1,629千円



令和4年度第2次補正予算額

19億円

幼稚園の感染症対策の支援・ICT環境整備支援

背景・課題

幼稚園において、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら保育を継続しつつ、幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進する。

事業内容

1 幼稚園の感染症対策の支援 11億円

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、**感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費、保健衛生用品（消耗品・備品）の購入費**に対して支援する。

- ◆ 交付基準額
・定員（～19人）：1園当たり 300千円
・定員（20人～59人）：1園当たり 400千円
・定員（60人～）：1園当たり 500千円

2 幼稚園のICT環境整備支援 8億円

事務処理等の園務の効率化をはじめ、**オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリ**を利用した家庭との**連絡**など、必要なICT環境整備を支援する。

- ◆ 交付基準額：1園当たり 1,000千円

対象
事業者

幼稚園、
幼稚園型認定こども園

実施
主体

都道府県

補助
割合

1 2

国 1/2
国 3/4

補助対象
経費

- 1 感染症対策の徹底に必要な経費、保健衛生用品の購入費、等
- 2 情報システム導入に係る費用（購入費、改修費、工事費等）、端末・備品等整備費、等

幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和5年度予算額 3.0億円
(前年度予算額 2.7億円)

文部科学省

背景・課題

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、**公私・施設類型問わず保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには**、幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など**教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要**。
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合うことができるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化

・**幼児教育アドバイザー（幼保小接続アドバイザー含む）の配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成**
 ・**地域の幼児教育に関する課題への的確な対応のための、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携**

・**保健、福祉等の専門職を含む研修・巡回訪問の充実（継続地域における質向上のための研修＜新規＞）、域内の幼保小接続の推進、公開保育等の実施支援、内定者等学生支援、人材育成方針の更新・活用 等**
 ・**都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有等、域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り**

新規体制整備促進策

・**幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究＜委託事業＞**

補助要件	①幼児教育センターの設置 ②担当部局一元化（PT等での対応可） ③小学校指導担当課との連携体制確保
補助対象	都道府県、市町村
単価・個所数・補助率	(補助) 7～9百万円程度 (1/2) × 67団体 (委託) 130万円程度 × 4団体
対象経費	(補助) ・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費（人件費等） ・専門職との連携に必要な経費（謝金等） ・研修・巡回訪問等に必要な経費（謝金、旅費等） (委託) ・検討会議運営経費（会議費等） ・ 先進地視察に係る経費（旅費）＜新規＞ ・ 幼児教育アドバイザー試行配置経費（謝金等）

